

# 関東信越税理士会 熊谷支部10月例会次第

日時 平成26年10月7日(火)  
午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 1. 会務報告

- |                |   |   |               |
|----------------|---|---|---------------|
| (1) 9月 8日(月)   | 例会・署との協議会                                     | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (2) 9月 8日(月)   | 理事推薦委員会                                       | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (3) 9月 8日(月)   | 三者懇談会   | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (4) 9月11日(木)   | 熊谷資産税研究会定期総会                                  | 於 | さくらめいと        |
| (5) 9月12日(金)   | 本会理事会・支部長会                                    | 於 | パレスホテル大宮      |
| (6) 9月17日(水)   | 東京一日研修会                                       | 於 | 国会議員会館・両国国技館他 |
| (7) 9月18日(木)   | 県下税務署長との協議会                                   | 於 | ラフレさいたま       |
| (8) 9月19日(金)   | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の「税についての作文」最終審査会<br>及び役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館      |
| (9) 9月29日・30日  | 藤元豊治会員 通夜・告別式                                 | 於 | 東武レクイエム聖殿     |
| (10) 10月 1日(水) | 正副支部長会・署とのe-tax及び書面添付協議会                      | 於 | 熊谷税務署         |
| (11) 10月 1日(水) | 正副支部長会・署との協議会                                 | 於 | 熊谷税務署         |
| (12) 10月 1日(水) | 正副支部長・地域長会議                                   | 於 | 支部事務局         |
| (13) 10月 1日(水) | 顧問相談役会  | 於 | 甲子園第二球場       |
| (14) 10月 2日(木) | 支部女性部主催相談会                                    | 於 | ティアラ21        |
| (15) 10月 3日(金) | 県連ソフトボール大会                                    | 於 | 大宮けんぼグラウンド    |

## 2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会  
日時 10月7日(火)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会  
日時 10月7日(火)午前10時45分～11時45分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「書面添付」  
講師 熊谷税務署法人課税第一部門統括官 齋 香織氏
- (3) 支部広報部会  
日時 10月8日(水)午後6時0分から  
場所 支部事務局
- (4) 租税教室講師研修会  
日時 10月17日(金)午後2時30分～  
場所 埼玉県産業技術総合センター 北部研究所3階講堂
- (5) 県連地方税当局との協議会  
日時 10月30日(木)午後2時00分～  
場所 税理士会館
- (6) 正副支部長・署との綱紀監察協議会  
日時 11月4日(火)午後3時30分～  
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・署との協議会  
日時 11月4日(火)4時00分～  
場所 熊谷税務署
- (8) 正副支部長・地域長会議  
日時 11月4日(火)午後4時45分～  
場所 支部事務局

(9) 県北ブロック研修会

日時 11月6日(木)午後1時00分～5時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「相続税の実務」  
講師 税理士 岩下忠吾先生  
受講料 1,000円

(10) 大里地域税政協議会講演会及び懇親会

日時 11月11日(火)午後4時00分～  
場所 ホテルガーデンパレス

(11) 納税表彰式

日時 11月12日(火)午後3時00分～  
場所 さくらめいと

(12) 歩け歩け大会

日時 11月13日(木)  
場所 秩父札所めぐり

(13) 支部理事推薦投票

日時 12月4日(木)例会時  
場所 ホテルガーデンパレス  
開票 当日

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

税理士法人設立

PDC税理士法人(平成26年9月1日登録)

萩原直行・小林拓人・増田俊樹・森田正男

〒360-0018 熊谷市中央1-77

TEL 048-571-6568 FAX 571-6568

6. 次回例会予定

日時 11月6日(木) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会  
バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

県北ブロック研修会

日時 11月6日(木)午後1時00分～5時00分  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 相続税の実務  
講師 税理士 岩下忠吾先生  
受講料 1,000円  
バス 午後12時20分 熊谷駅南口発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

\* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年10月7日現在)

12月例会	12月 4日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月 9日(月)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(金)	午後4時00分～

\* 予定ですので変更になる場合もあります。

\* 元会員事務所等で税理士事務所の看板等を掲げている事例がありましたら事務局までご連絡下さい。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

## 埼税協熊谷地域10月例会

平成26年10月7日(火)

### 会務報告

#### 26. 9. 26(金) 第7回常務理事会 第2回地域長会

(時間・場所) 11:00~13:40 パレスホテル大宮

##### (協議事項) 1 審議事項

###### (1)提携希望企業について

①榊家住宅

②榊ミロク情報サービス

③榊FPG

###### (2)全税共 所得補償保険制度推進施策へのご協力に関するお願いについて

日税サービスより説明

###### (3)その他

##### 2 確認事項

(1)福祉共済事業下期業務推進会議運営について

(2)中間事業報告について

(3)スケジュールについて

(4)常務理事会について

##### 3 報告事項

(1)ミサワホーム西関東(株)より

(2)ING生命について

(3)全税共地区印について

(4)全税共紹介カードについて

(5)全税共ブロック業推報告について

#### 26. 9. 26(金) パワーアップセミナー

(時間・場所) 14:00~15:40 パレスホテル大宮

(講師) (株)新日本保険新聞社 取締役企画部長

「保険税務のすべて」編集長 榊原正則氏

(テーマ) 保険税務の実務と最新情報

26. 9. 26(金) 福祉共済事業(大同生命提携事業)下期業務推進会議

(時間・場所) 16:00～ パレスホテル大宮

- (協議事項)
- 1 平成26年度推進実績中間報告
    - (1)上期推進状況および活動報告
    - (2)下期推進対策
  - 2 大同生命報告(DVD視聴)  
京都税協の推進活動
  - 3 分科会
    - (1)上期活動の検証
    - (2)キャンペーン・下期推進対策
    - (3)対策発表

平成 26 年 10 月 7 日(火)

熊谷支部ゴルフ会 会員各位

熊谷支部ゴルフ会 会長 竹村 宗一

## 熊谷支部ゴルフ会 支部ゴルフコンペのご案内

清秋の候、皆様にはいよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

熊谷支部ゴルフ会では支部会員全員を対象に、下記の日程で熊谷支部ゴルフコンペを開催いたします。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

### 記

日 時 平成 26 年 11 月 10 日(月)  
場 所 熊谷ゴルフクラブ TEL 048-521-5411  
集合時間 AM7:50  
スタート AM8:21 IN スタート 5 組予約  
組合せ 当日お知らせします。  
会 費 3,000 円(パーティ代等) ※プレー代は各自精算

※参加のご回答は、この用紙のまま事務局 F A X(048-521-9612)へ **10 月 15 日(水)**

までをお願いいたします。なお、定員に達した場合は申込受付を終了いたしますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

---

(ゴルフコンペ申込表)

11 月 10 日(月)ゴルフコンペに 参加します。

会員氏名

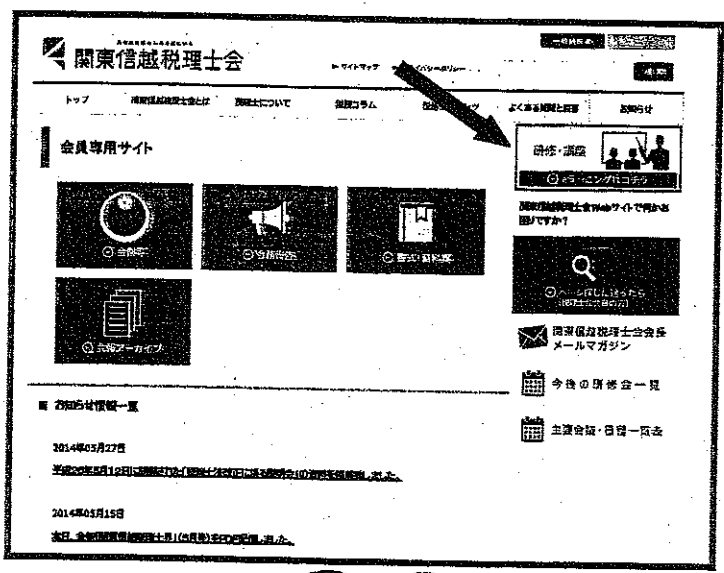
---

# eラーニングで（遠隔研修利用で） いつでも、どこでも研修会

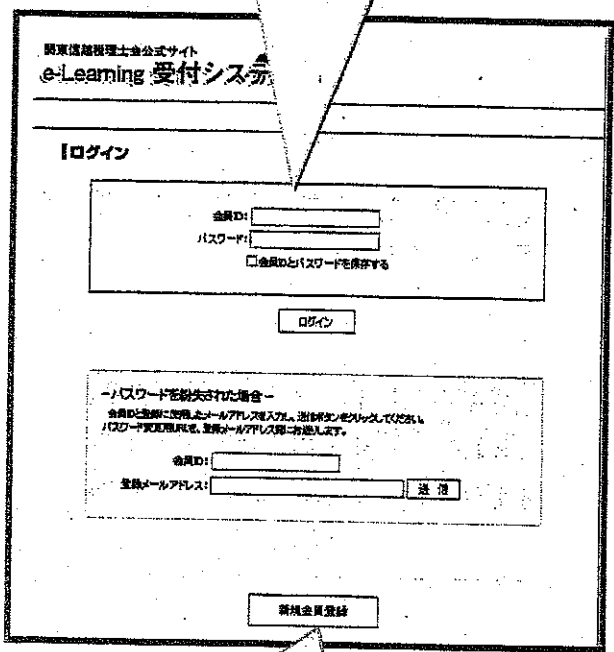
スマートフォン・  
タブレットPCで  
受講が可能！

～はじめての方でも簡単受講～

◆会員専用サイトへログイン後、画面右側「研修・講座」をクリック。（※ログイン方法は裏面を参照ください。）



登録後、「会員ID」「パスワード」を入力して「ログイン」ボタンをクリック。研修画面に切り替わります。（続きは、裏面を参照ください。）

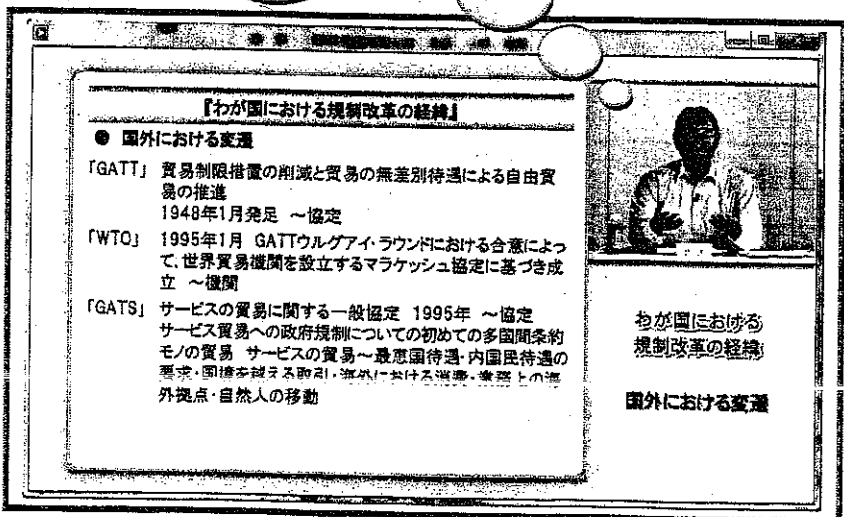


会長の小林です。  
現在、本会では研修機会の  
拡充に努めています。  
一人でも多くの会員がe  
ラーニングを利用されます  
ことを願っています。

**はじめての方は登録が必要**  
まず、「新規会員登録」ボタンをクリック。必要事項を入力後、「送信」ボタンをクリック。本会で承認され次第、利用が可能となります。

**【お願い】会員IDのルール**

茨城県	ib	登録番号
栃木県	tc	
群馬県	gu	
埼玉県	sa	
新潟県	ni	
長野県	na	

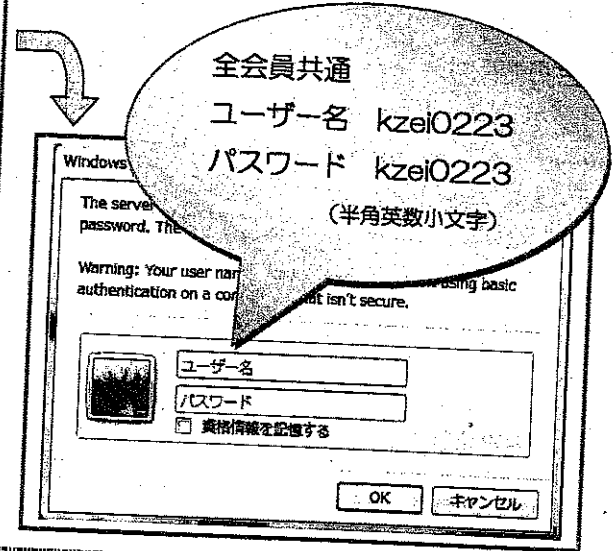


※現在配信中の小林会長による「規制改革に関する勉強会」画面模様

※詳細は、裏面を参照ください。

## ■会員専用サイトログイン方法

- ① 本会ホームページ (<http://www.kzei.or.jp>) を開く。
- ② トップ画面右側一番下「税理士会 会員ログイン」ボタンをクリック。
- ③ 「ユーザー名」と「パスワード」を入力して「OK」ボタンをクリック。画面が会員専用サイトに切り替わります。



## ■eラーニング受講手順

- ① 研修会一覧から受講したい研修会の「申し込み」ボタンをクリック。
- ② 「受講申し込み」→「申し込み内容確認」とそれぞれの画面で「送信」ボタンをクリック。
- ③ 申し込みが完了しましたら、トップ画面に戻り、受講したい研修会が「受講」ボタンに変わっていることを確認。
- ④ 「受講」ボタンをクリック。
- ⑤ 「課金確認」画面では「はい」ボタンをクリック。  
※現在、eラーニングの受講料は無料です。
- ⑥ トップ画面から再度「受講」ボタンをクリック。
- ⑦ 「クリックで研修スタート」ボタンをクリック。研修が始まります。



## ■会員IDのネーミングルールと新規会員登録の留意点

- ① 会員IDは、次のとおり「所属コード」+「登録番号」をお願いします。

茨城県	ib	登録番号	埼玉県	sa	登録番号
栃木県	tc		新潟県	ni	
群馬県	gu		長野県	na	

例) 埼玉県連で登録番号 100 番の会員 ID は、sa100 となります。

注) 登録番号のはじめに「0 (ゼロ)」を入れないでください。

税理士法人番号には対応していません。

- ② メールアドレス・氏名・所属県連欄は必須入力です。

- ③ パスワードは各自任意のもので、安全のため5文字以上で設定してください。
- ④ 入力後、「送信」ボタンをクリック。
- ⑤ 事務局から登録完了メールが届きます。メール受信後、受講可能となります。

＜eラーニングに関する問合せ先＞

関東信越税理士会・事務局

☎ 048-643-1661

会員各位

本会第2回理事会・第3回支部長会の報告（平成26年9月12日開催）

支部長 渡辺 実

《 税理士法改正に伴う本会の会則・規則等の変更について 》

1. 税務支援の義務化（第60条第4項）【新規】

会員は、本会から税務支援の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由がない場合は拒むことはできなくなりました。

2. 租税教育に関する施策（第3条、第60条の2）【新規】

3. 税理士証票の定期交換（第45条の2）【新規】

税理士証票を10年ごとに更新する事が義務となりました。

4. 研修の義務化（第58条）

研修ついて努力規程から義務化に変更となりました。

→ 罰則規定を設けるか？については税理士証票更新時（10年）に更新をしない等を細則等にて設けるかは検討中。

5. その他【新規】

- (1) 非税理士との提携の禁止（第42条の2）
- (2) 名義貸しの禁止（第42条の3）
- (3) 名称の使用制限（第42条の4）
- (4) 税理士業務を行うための事務所（第42条の5）
- (5) その他

\* 平成27年4月1日施行。

詳細については本会、日税連新聞等に掲載する予定です。



### 熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
26.10.27(月)	兼子重雄	
26.10.30(木)	相馬広明	
26.11.10(月)	中澤一雄	
26.11.13(木)	橋本則彦	
26.11.17(月)	小林賢一郎	
26.11.20(木)	山本文子	
26.11.27(木)	吉橋 徹	
26.12. 1(月)	岡本祐一	
26.12. 8(月)	近藤 博	
26.12.11(木)	納見 宏	
26.12.15(月)	野本年信	
26.12.18(木)	西田政隆	
26.12.21(月)	橋本直樹	
27. 1.15(木)	吉留良平	
27. 1.19(月)	渡辺 保	
27. 1.22(木)	渡辺雅江	
27. 1.26(月)	天笠裕司	
27. 1.29(木)	飯島賢二	
27. 2. 9(月)	木島重雄	
27. 2.12(木)	小島久幸	
27. 2.16(月)	桜澤 敦	
27. 2.19(木)	嶋田洋一	
27. 2.23(月)	清水茂昭	
27. 2.26(木)	鈴木 昇	
27. 3. 2(月)	高橋勤二	
27. 3. 5(木)	中村尚和	

\*午後1時30分～4時00分

\*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

日時 平成26年10月7日(火)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

### 1 支部長あいさつ

### 2 税務署長あいさつ

### 3 県税事務所長あいさつ

### 4 税務署からの連絡事項

#### (1) e-Taxの一層の推進及び定着について (総務課)

e-Taxの普及・定着につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

「関東信越国税局 e-Tax メール会員募集中」(別添1)のとおり、メール会員を募集しておりますので、先生ご自身又は関与先等の登録についてのご検討をお願いいたします。

#### (2) 社会保障・税番号制度について (総務課)

平成26年10月から内閣府において、番号制度に関するコールセンターの設置、番号制度の周知に関するポスターの配布が予定されています。(別添2)

- (3) 中学生・高校生の作文の応募状況について (総務課・管理運営部門)
- イ 中学生の「税についての作文」  
管内 30 校全校から 9,111 編 (前年比 108%) の応募がありました。
  - ロ 高校生の「税に関する作文」  
管内 3 校から 536 編 (前年比 86%) の応募がありました。
- ※ 優秀作品の表彰は、11 月 12 日 (水) に熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホールで開催する「納税表彰式」で行う予定です。
- (4) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送日等について (管理運営部門)
- 発送予定日 平成 26 年 10 月 23 日 (木)  
発送予定件数 約 1,400 件
- ※ 顧問先からの問合せがありましたら、ご指導をお願いいたします。
- (5) 日銀OCRにより処理ができない納付書 (領収済通知書) について (管理運営部門)
- 次の納付書 (領収済通知書) については、日銀OCRによる処理ができないため、パソコン等で作成した納付書 (領収済通知書) が次に該当する場合は、税務署において作成したOCR対応の納付書 (領収済通知書) を使用していただくようお願いいたします。
- イ 白黒印刷された納付書 (領収済通知書)  
(通常の納付書 (領収済通知書) のコピー及びモノクロプリンターで印刷されたもの)
  - ロ 国税通則法施行規則別紙第 1 号書式備考 1 で定めている大きさ (各片とも概ね縦 11 cm、横 21 cm) と明らかに相違している納付書 (領収済通知書)
- (6) 所得税徴収高計算書交付依頼書について (管理運営部門)
- 税務署の窓口等において所得税徴収高計算書の交付依頼をする場合には、別添 3 の「所得税徴収高計算書交付依頼書」を作成していただきますようお願いいたします。
- 特に、交付依頼書の注意書き 1 から 6 について、ご留意いただき交付依頼をお願いいたします。
- (7) 消費課税事業者 (個人) に対する振替納税利用勧奨について (管理運営部門)
- 滞納の未然防止・期限内収納確保のため、今月中旬に次の方を対象として、文書による口座振替の利用勧奨を実施する予定です。
- イ 平成 26 年分新規課税事業者
  - ロ 平成 27 年分新規課税見込事業者
  - ハ 平成 25 年分課税事業者のうち口座振替未利用者
- ※ 口座振替の利用につきましては、日頃から勧奨いただいているところですが、勧奨文書が届いた顧問先に対しましては、特に勧奨いただきますようお願いいたします。

(8) 確定申告期における「無料申告相談」の税理士業務の外部委託について

(個人課税部門)

9月26日(金)「無料申告相談」の外部委託先が、関東信越税理士会に決定しました。平成26年分確定申告における当署の委託日数は、延べ124日となっています。

今後、確定申告関係業務について役員の先生と協議を進めて参りますので、ご協力よろしくお願ひ申し上げます。

(9) 年末調整説明会の開催について

(法人課税部門)

日 程	平成26年11月21日(金)
	第一回 10:00~12:00
	第二回 14:00~16:00
会 場	熊谷文化創造館「さくらめいと」太陽のホール (熊谷市拾六間111-1)

添付書類

- 1 「関東信越国税局 e-Tax メール会員募集中」 (総務課)
- 2 「あなたにも、マイナンバーはじまります。」 (総務課)
- 3 「所得税徴収高計算書交付依頼書」 (管理運営部門)

席上配付資料

「不正軽油NO!」 (県税事務所)

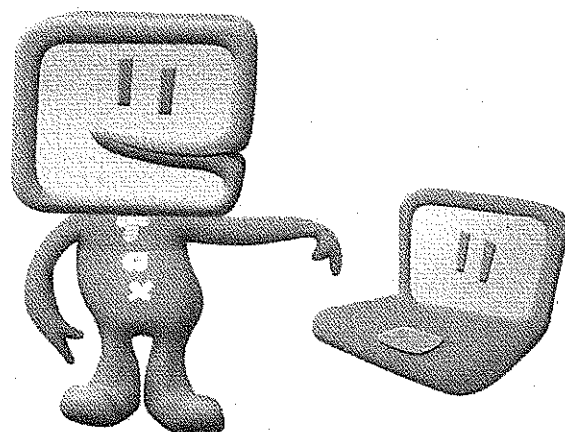
# 関 東 信 越 国 税 局

## e - T a x

### メー ル 会 員 募 集 中

メールアドレスを登録した方には、確定申告でスムーズに  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するための  
最新情報を配信！

**e-Tax** を利用すれば、  
確定申告会場に行く必要がなく、  
自宅などから申告書の提出(送信)が  
できるのでとっても便利！



パソコン・携帯電話から以下のアドレスに空メールを送信するだけ！

**e-taxinfo@kat.nta.go.jp**

(注)

メールアドレスを直接入力して登録する場合は、件名及び本文は何も入力しないでください。また、携帯電話から登録する場合は、右のQRコードからの登録が便利です(一部の携帯電話には対応しない場合があります。)

ここから登録！

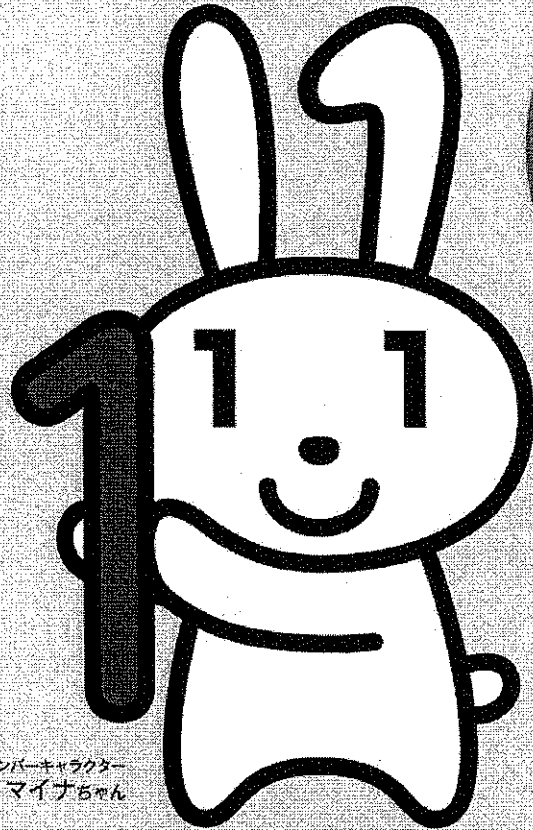


- 平成26年分確定申告に係る情報は、平成27年3月6日までに登録された方へ配信します。
- 登録いただいたメールアドレスは、当該メール配信及びアンケート集約以外の目的で使用することはありません。
- 迷惑メール対策などでドメイン指定受信を設定されている方は、「kat.nta.go.jp」を受信できるように設定してください。
- 携帯電話から直接e-Taxによる申告の送信はできないため、申告の際にはパソコンをご利用ください。

※ ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署(個人課税部門)までお問合せください。

# あなたにも、マイナンバー。 はじまります。

平成27年  
**10月**から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします！



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

**！** マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3  
2  
1  
の  
目  
的

**1** 行政の効率化  
手続きが正確で  
早くなる

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

**2** 国民の利便性の向上  
面倒な手続きが  
簡単に

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

**3** 公平・公正な社会の実現  
給付金などの  
不正受給の防止

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

マイナンバー

マイナンバー

検索

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

所得 税 徴 収 高 計 算 書 交 付 依 頼 書

(提出年月日 . . . )

依頼者	名称	(担当者氏名: . . . )	
	所在地	(電話番号: . . . )	

税務署名	整理番号	源泉徴収義務者名	所得税徴収高計算書の種類 (□にチェックマークを付けてください。)	枚数	※税務署使用欄
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
	0		<input type="checkbox"/> 給与所得(一般用) <input type="checkbox"/> 給与所得(納期特例用) <input type="checkbox"/> 報酬・料金等 <input type="checkbox"/> その他( . . . )	枚	
希望する 交付方法	右のいずれかの□ にチェックマークを付 けてください。	<input type="checkbox"/> 「 . . . 月 . . . 日」頃窓口交付希望 <input type="checkbox"/> 後日、税務署からの電話連絡による窓口交付希望 <input type="checkbox"/> 依頼者あて郵送希望(返信用封筒及び切手を添付してください。)			

- (注) 1 「税務署名」欄には、源泉徴収義務者の所轄税務署名を記入してください。  
(自署内の源泉徴収義務者の場合は、「税務署名」欄の記載は不要です。)
- 2 「整理番号」、「源泉徴収義務者名」欄は、関東信越国税局管内の税務署分については記入を省略できます(記入を省略した場合、「整理番号」、「徴収義務者名」は印字されません。)
- 3 関東信越国税局管内以外の税務署分については原則として交付できませんが、「税務署名」、「税務署番号」、「税務署使用欄」、「整理番号」及び「徴収義務者名」を印字した徴収高計算書に限り交付できます。
- 4 依頼書の提出が集中した場合や依頼枚数が多い場合には、交付日をあらかじめ指定させていただく場合がありますので、余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。
- 5 依頼枚数が多い場合には、用紙の在庫の都合上、ご希望に添えない場合があります。
- 6 「税務署名」、「税務署番号」を印字しない徴収高計算書は交付できません。

※税務署使用欄	收受年月日	担当者	作成年月日	担当者	交付年月日	担当者

「※税務署使用欄」には記入しないでください。





平成26年10月7日  
(研修参考資料)

## 書面添付制度について

- 参考資料1 国税庁ホームページ  
「新書面添付制度について」(抜粋) 一部訂正した箇所あり
  
- 参考資料2 国税庁ホームページ  
「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)(抜粋)」
  
- H22年度 第4回マルチメディア研修資料 日本税理士会連合会(抜粋)

(国税庁HPより抜粋)

ホーム>調達・その他の情報>税理士制度>フォローアップ検討会>新書面添付制度について (33条の2の書面及び35条の意見聴取)

※本資料は数年前のものであるため、一部、改正されている点については訂正してあります。

新書面添付制度について (33条の2の書面及び35条の意見聴取)

## 1 新書面添付制度の趣旨

新書面添付制度は、税理士法（以下「法」という。）第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成した場合、当該書面を申告書に添付して提出した者に対する調査において、従来の更正前の意見陳述に加え、納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、税務代理を行う税理士又は税理士法人に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない（法第35条第1項）こととされているものであり、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るため、従来の制度が拡充されたものである。

また、この制度は、税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するという、税務の専門家である税理士に与えられた権利の一つである。

### 【ポイント】

- ・ 新書面添付制度は、税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図るために従来の制度が拡充されたものである。
- ・ 新書面添付制度は、税務の専門家である税理士に対して付与された権利の一つである。

## 2 新書面添付制度の効果

1のとおり、この制度は、税理士が税務の専門家として計算等した事項を記載した書面を作成し、国税当局が当該書面を尊重することにより、税務執行の円滑化等を図るという趣旨であること、また、本制度における意見聴取が税理士にのみ与えられた権利であることに鑑みれば、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、ひいては納税者の適正申告の向上や納税者と

の信頼関係の醸成に資するものであると考えられる。

また、当該書面は、申告書について、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにするものであることから、納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化されることにもなる。

さらに、当該書面に記載された事項は、税務の専門家である税理士からの申告書に関する情報であることから、申告審理や調査の要否等の判断において、積極的に活用されるほか、事前通知前の意見聴取の段階で疑義が解消し、結果として調査の必要性がないと認められた場合には、納税者の事務所等に臨場して行う帳簿書類の調査に至らないこともあり得る。

#### 【ポイント】

- ・ 新書面添付制度は、税理士の社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、ひいては納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成等に資するものである。
- ・ 法第 33 条の 2 の書面を作成することにより、納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化されることにもなる。
- ・ 法第 33 条の 2 の書面を提出することにより、調査の要否の判断等に積極的に活用されるほか、事前通知前の意見聴取の結果によっては、帳簿書類の調査に至らない場合もあり得る。

#### 3 意見聴取の在り方

新書面添付制度に基づく事前通知前の意見聴取は、書面を添付した税理士が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、実際の意見聴取に当たって生じた疑問点を解明することを目的として、法第 30 条に規定する税務代理権限証書を提出した税理士に対して行われるものである。

また、国税当局においては、意見聴取に当たって、例えば、顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用を努めることとされている。

したがって、税理士は、事前通知前の意見聴取に当たっては、書面に記載された事項に関することや、生じた疑問点の解明を目的として、与えられた権利が最大限活かされるよう、積極的に意見を陳述する必要がある。

#### 【ポイント】

- ・ 事前通知前の意見聴取は、税務代理権限証書を提出した税理士に対して行われるものである。
- ・ 国税当局においては、意見聴取の機会の積極的な活用を努めることとされている。
- ・ 事前通知前の意見聴取に当たって、税理士から積極的に意見を陳述することが必要である。

#### 4 書面の記載内容の充実

新書面添付制度は、法第 33 条の 2 に規定する計算事項等を記載した書面と法第 35 条に規定する事前通知前の意見聴取が密接に関係するものであり、法第 33 条の 2 の書面の記載内容が不正確又は不十分だと事前通知前の意見聴取の機会が十分活かされず、逆に、事前通知前の意見聴取が不十分だと法第 33 条の 2 の書面が活かされないこととなる。

したがって、新書面添付制度が有効に機能し、実効性あるものとなるためには、税理士及び国税当局の双方が、新書面添付制度の趣旨等を十分踏まえ、趣旨に則った運用を行うことが必要であり、このことは、国税当局及び税理士に課せられた使命を果たす上でも重要なことである。

このため、国税当局が積極的な意見聴取に努めることは当然のことであるが、書面を作成する税理士が、税務の専門家として自ら行った業務の内容、つまり、申告書の作成等に当たって、計算、整理又は審査等した事項について、具体的、かつ、正確な記載に努める必要がある。

#### 【ポイント】

- ・ 法第 33 条の 2 の書面を作成する税理士は、申告書の作成等に当たり、計算・整理等した事項について、具体的、かつ、正確な記載に努める必要がある。

#### 5 Q & A

(問 1) 法第 33 条の 2 の書面を申告書に添付して提出した場合には、当該申告書に係る税務調査は省略されるのですか。

(答) 申告書に添付して提出した法第 33 条の 2 の書面に関して、事前通知前の意見聴取が行われ、疑問点が解消した場合など、結果的に帳簿調査に至らないことはあり得ますが、当該書面については、税務調査の省略を前提としているものではありません。

(問 2) 法第 33 条の 2 の書面を添付した申告書に係る納税者が調査対象とならない（意見聴取の対象とならない）場合、国税当局において、当該書面はどのように活用されるのですか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面については、事前通知前の意見聴取に限らず、署における申告書の審理や調査の要否の判断においても積極的に活用することとされています。

(問 3) 意見聴取はどのように行われるのですか。税理士から意見を述べるだけで、税務署側から質問等は行われないのですか。

(答) 事前通知前の意見聴取においては、書面に記載された事項に関して、税理士から積極的に意見を述べる必要がありますが、署の担当者から、個別・具体的な質疑が行われるなど、国税当局としても、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとされています。

(問 4) 事前通知前の意見聴取の際に非違事項が指摘されることはあるのですか。また、その指摘を受けて修正申告書を提出した場合には、加算税が賦課されることになるのですか。

(答) 国税通則法の改正に伴い、「書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」が平成 24 年 12 月に一部改正され、平成 25 年 1 月より適用されております。

**【事前通知前の意見聴取の質疑のみに基因して提出された修正申告書に係る加算税の取扱い】**

国税通則法の改正に伴う法令解釈通達において「調査」の意義を明確化し、調査に至らない行為のみに基因して修正申告書の提出があった場合には、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してなされたものには当たらないものと整理されました。

これに伴い、事前通知前の意見聴取は、①「調査」に該当しない行為であること、②事前通知前の意見聴取の質疑のみに基因して修正申告書の提出があったとしても、更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことが明確化されました。

(問 5) 事前通知前の意見聴取はいつ頃行われますか。

(答) 税務署等が納税者に対する調査の事前通知を行う予定日の 1～2 週間前までに、意見聴取の日時、方法を取り決めるための連絡が行われることとされています。

(問 6) 法第 30 条の書面の税理士と法第 33 条の 2 の書面の税理士とが異なる場合は、どちらの税理士から事前通知前の意見聴取が行われることになるのですか。

(答) 現在、法第 30 条の書面を提出している税理士から事前通知前の意見聴取が行われることとなります。

(問 7) 税務代理権限証書を提出した開業税理士（又は税理士法人）に従事する補助税理士が、意見聴取の場に出席して意見を述べることはできますか。

(答) 補助税理士は、従事する開業税理士（又は税理士法人）が委嘱を受けた事案について、当該開業税理士等の指示の下で意見を述べることができます。

(問 8) 事前通知前の意見聴取が行われる場合、納税者を同席させてもよいのですか。

(答) 事前通知前の意見聴取は、税理士に対して行われるものであり、納税者を同席させて行うものではありません。

(問 9) 事前通知前の意見聴取が行われた結果、帳簿調査（実地調査）が行われないこととなった場合、税理士に対して連絡はありますか。

(答) 意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。

なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合

② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない場合

③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合

(問 10) 反面調査が行われる場合、当該反面調査先の申告書に法第 33 条の 2 の書面が添付されているときには、当該反面調査先の税理士に対して事前通知前の意見聴取は行われますか。

(答) 反面調査の場合には、反面調査先の税理士に対する事前通知前の意見聴取は行われません。

(問 11) 法第 33 条の 2 の書面にはどのような内容を記載すればよいのですか。また、実際の事前通知前の意見聴取において、どのように意見を述べればよいのですか。

(答) 申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や審査等した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを具体的に記載し、事前通知前の意見聴取においては、それらの内容をより詳細に述べる必要があります。

(問 12) 法第 33 条の 2 の書面の 1 から 4 の欄に掲げる事項に記載することがない場合でも、同書面を提出することはできますか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面は、計算し、整理し又は相談に応じた事項や審査等した事項を記載するものであり、同条第 1 項の場合は、同書面の「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」から「4 相談に応じた事項」の欄、同条第 2 項の場合は、「1 相談を受けた事項」から「4 審査結果」の欄に全く記載がないときには、法第 33 条の 2 の書面とはいえません。

(問 13) 法第 33 条の 2 の書面は、税理士独自の判断で添付することができますか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面を添付するかどうか、また、その書面にどのように記載するかは、税理士自身が判断することになりますが、納税者との信頼関係等を考慮すれば、理解を求めておくことも必要ではないでしょうか。

(問 14) 法第 33 条の 2 の書面に、計算や整理等した事項に関する書類を参考資料として添付して提出することはできますか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面は、税理士法上、別途書類等を添付することを予定しているものではなく、あくまで計算や整理等した事項を記載した書面のみを申告書に添付して提出すべきでしょう。

(問 15) 申告書を提出する際に法第 33 条の 2 の書面を添付し忘れた場合、後から同書面のみを提出することはできますか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面は、申告書に添付して提出することができるものであり、単独で提出することはできません。

(問 16) 法第 33 条の 2 の書面を提出した後に、当該書面の誤りに気付いた場合、同書面を取り下げたり内容を修正したりすることはできますか。

(答) 法第 33 条の 2 の書面に記載した事項の誤りに気付いた場合には、その内容に応じて、先に提出した当該書面を取り下げる又は内容を修正することはできると考えられます。



[ホーム](#) > [税について調べる](#) > [事務運営指針](#) > [法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について\(事務運営指針\)より抜粋](#)

最終改正 平成 24 年 12 月 19 日

## 法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な 考え方及び事務手続等について(事務運営指針)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図られたい。

なお、平成 14 年 3 月 14 日付課法 3-6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う法人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」(事務運営指針)は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。

(趣旨)

書面添付制度(税理士法(昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。))の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面(以下「添付書面」という。)が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面(以下「税務代理権限証書」という。)を提出している税理士又は税理士法人(以下「税理士等」という。)に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。)を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会(以下「日税連」という。)と協調して、その普及等に取り組むこととしている。

この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準(指針)」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取(以下「意見聴取」という。)を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとしたことから、所要の整備を図るものである。

記

### 第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

#### 1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進

書面添付制度は、税務代理する税理士等に限らず、広く税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであるから、本制度の執行に当たっては、制度の理解を更に深め、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の普及・定着を図る。

## 2 書面添付制度適用法人の的確な管理

申告書（法人税確定申告書、復興特別法人税申告書、消費税及び地方消費税の確定申告書又は間接諸税の納税申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある法人（間接諸税にあつては、法人又は個人。以下同じ。）については、法人管理簿等を活用し、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項及び税理士等の関与の程度に基づき、的確な管理を行う。その際、実況区分の判定に当たっては、添付書面の記載事項等を積極的に活用する。

## 3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営

添付書面は、申告書審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、今後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

## 第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項

### 第1節 添付書面がある申告書の回付後の事務

※記載省略

### 第2節 意見聴取の実施

#### 1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等は、申告書に添付書面の添付がある法人に対し実地の調査を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行

うよう調査担当者に指示する。

なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであるから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。

## 2 意見聴取の時期、方法

調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。

この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。

(注)

- 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。
- 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。

## 3 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

なお、意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。

また、意見聴取の過程において、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び

保存に関して指導すべき事項が認められた場合には、意見聴取の際に、その内容等について今後の改善を図るよう税理士等に十分説明する。

#### 4 意見聴取後の事務

※記載省略

#### 5 意見聴取結果の税理士等への連絡

##### (1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げる場合には口頭（電話）により行う。

なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、今後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

- ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又は今後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合
- ② 法第33条の2第1項に規定する添付書面の2面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び3面「5 その他」欄又は法第33条の2第2項に規定する添付書面の2面「3 審査した主な事項」欄及び3面「4 審査結果」欄に記載がない場合
- ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、②に準ずると認められる場合

##### (2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

(注)

- 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。

その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。

## 6 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書について更正をすべき場合には、法第 35 条第 2 項に基づき、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実について税理士等が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明を行う前までに、当該税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

【記載例】各欄に記載がないものに準ずると認められる書面

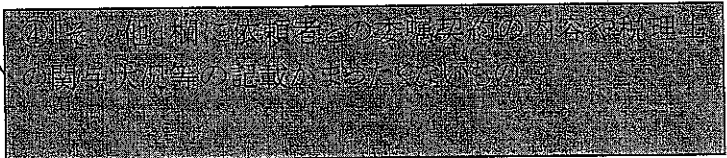
※整理番号			
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	特記事項なし		
(2)	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
	特記事項なし		
(3)	(1)のうち会計処理方法 に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由

【記載例】各欄に記載がないものに準ずると認められる書面

		※整理番号	
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)	売上高		<div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px;">                     ② 勘定科目の記載が、計算・整理                      済みの金額を正確に                      記載した。                 </div>
	交際費等		
	外注費等		
(2)	(1)のうち顕著な増減事項	増 減 理 由	
	売上高の増加  外注費の減少	売上が増加したため  <div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px;">                         ① 顕著な増減事項(増減科目の記載)が、増減理由欄に記載がなく、増減理由欄に記載がある。売上高増加の要因(売上増減の要因等)として具体的に記載がない。                     </div>	
(3)	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変 更 等 の 理 由	

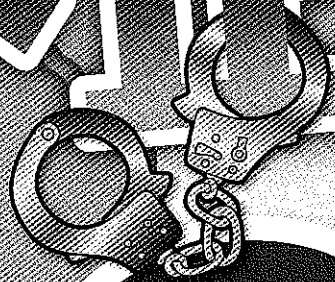
【記載例】各欄に記載がないものに準ずると認められる書面

※整理番号

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
5 その他	
<u>特段の意見なし</u>	
	



# 不正軽油



# NO!



埼玉県のマスコット  
「コバトン」

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は

# 犯罪

です。

作らない! 売らない! 買わない! 使わない!

不正軽油110番 048-830-2665

# 不正軽油とは？

- 軽油には、1リットル当たり32.1円の軽油引取税が課せられています。
- この軽油引取税を不正に免れることを目的として、「灯油や重油等を不正に混ぜて軽油と称して流通している燃料」や「自動車の燃料として使用される灯油や重油」などが不正軽油です。
- 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、大気汚染など環境にも重大な影響を与える原因にもなっています。
- 不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

## 不正軽油に関わる人は罰せられます！

### ●不正軽油を製造したら・・・

10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金が科されます。  
さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。

### ●不正軽油の製造に使用されることを知って原材料などを提供・運搬したら・・・

7年以下の懲役・700万円以下の罰金が科されます。  
さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。

### ●不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売したら・・・

3年以下の懲役・300万円以下の罰金が科されます。  
さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。

### ●軽油引取税を脱税したら・・・

10年以下の懲役・1,000万円以下の罰金が科されます。  
<地方税法第144条の33及び第144条の41>



## 不正軽油撲滅への取り組みに御協力を！

埼玉県では、軽油に灯油や重油が混入されていないか検査するため、県内を走行中の車両や県内公共工事現場の建設機械などから燃料の抜き取り調査を実施しています。御協力をお願いします。

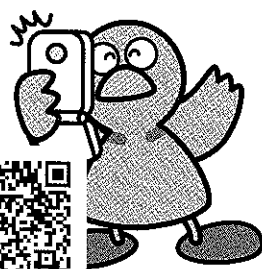
また、埼玉県では、脱税防止と県民の健康・環境を守るため、行政、警察及び軽油の販売者・使用者団体が連携して、埼玉県不正軽油撲滅対策協議会を設置し、不正軽油撲滅に向けた取り組みを行っています。

不正軽油  
110番

「不審なタンクローリーが頻繁に出入りしている」  
「異常に安価な軽油の売り込みを受けた」

など、不正軽油に関する情報を下記までお寄せください。

埼玉県庁税務課(048-830-2665) 電子メール(a2640-06@pref.saitama.lg.jp)  
自動車税事務所(048-658-0235) 川越県税事務所(049-242-3464)  
熊谷県税事務所(048-523-2804) 春日部県税事務所(048-737-2228)



埼玉県のマスコット  
コバトン

埼玉県不正軽油撲滅対策協議会